

COLORSCAPE Guidelines for FUJISAWA City



藤沢市色彩景観ガイドライン

藤沢の色彩景観 これまでとこれから
マンセル表色系
街の景観を整える色彩のポイント
全市共通の色彩基準
地域別・類型別 大規模建築物の色彩基準
景観形成地区等の色彩基準
屋根の色彩基準
その他の色彩誘導基準
色彩基準一覧

平成18年  藤沢市

色彩ガイドラインの活用にあたって

色彩ガイドラインの位置づけ

本市では、平成元年に藤沢市都市景観条例を制定し、大規模建築物等の届出制度や景観形成地区の指定等を行い、藤沢らしい色彩景観の誘導を行ってきました。

また、平成17年に景観法が施行されたことを受け、今後は景観法を活用した景観誘導を行うことになりました。

このガイドラインでは、これまでの経緯をふまえ、色彩景観の現況調査に基づき、藤沢市の景観を美しく整えるための色彩の基本的な考え方を示すとともに、建物の立地や規模等に応じ、望ましい色彩や誘導を図っていく色彩、避けるべき色彩などを具体的に紹介しています。ここで示す色彩景観の考え方や各種の色彩基準は、景観条例及び今後の景観法に基づく届出等において色彩に関する協議指針となるものです。

色彩ガイドラインの使い方

建築物や工作物等（以下、[建築物等]）の新築・新設、塗り替えなどを計画された場合は、下記の色彩選定の流れに沿って各ページに進んでください。

藤沢市における色彩景観の考え方から、個々の建物の色彩選定の参考となる内容までを総合的に紹介しています。

なお、このパンフレットでは、主に建築物等の基調となる色彩（建物の外観全体または正面でもっとも面積の大きい色彩）の考え方や具体例を紹介しており、その他のアクセントとして設ける色彩については、まちなみとの調和や建物基調色との調和、面積や位置などを充分に考慮して検討をお願いします。

ガイドラインの構成と目次

市内で建築物等の色彩を計画している方



この冊子を参照し、藤沢市の景観の中で新たな資源となるような色彩を検討してください。

色彩の基本的考え方を知る

- 1 藤沢の色彩景観 これまでとこれから ……P 3
- 2 マンセル表色系 ……P 3
- 3 街の色彩を整える色彩のポイント ……P 4



建築物等の外装色を考えるうえで、市民や事業者、設計者などのみなさんに考慮していただきたい色彩の基本的考え方をまとめています。

全市共通のルールを確かめる

- 4 全市共通の色彩基準 ……P 6



藤沢市全域の建築物等について、その基調色として避けていただきたい色彩を紹介しています。

地域別・要素別のルールを確かめる

- 5 地域別・類型別大規模建築物等の色彩基準 ……P 7
- 6 景観形成地区等の色彩基準 ……P12
- 7 屋根の色彩基準 ……P16
- 8 その他の色彩誘導基準 ……P17



市の景観を地域や類型別に区分し、それぞれの景観にふさわしい建築物等の色彩の考え方や誘導を図っていく色彩、望ましい色彩を紹介しています。また、景観形成地区等における色彩の考え方や色彩基準を紹介しています。

さらに、屋根の色彩基準や、屋外広告物、自動販売機、日よけテント等の色彩誘導基準を紹介しています。

ルールへの適合性を確かめる

- 9 色彩基準一覧 ……P18

市の色彩景観を整えるために策定した色彩体系を紹介しています。市全域の建築物等について、その基調色に使えない色彩の範囲や、大規模建築物等及び景観形成地区等に立地する建築物等の色彩誘導範囲は、このページで特定することができます。



1-1 色彩景観形成の取り組み経緯

藤沢市では、江の島特別景観形成地区策定調査（昭和62年）を皮切りに、全国的にも最も早い時期から色彩に着目した景観誘導を行っています。

こうした色彩景観形成の取り組みは市民や事業者、設計者などのみなさんにも広く定着しつつあり、多くの事例の中でみなさんの理解と協力を得ながら色彩景観の形成に努めています。特に、江の島特別景観形成地区においては、島内・関係者のみなさんと行政の連携プレーにより、市の宝物と呼ぶにふさわしい全国に誇り得る景観の形成が実現しています。

このような先進的な取り組みをさらに発展させ、市内の様々な地域でそれぞれの個性を生かした美しく調和のとれた色彩景観の形成を進めていくため、地域の特性をふまえた色彩のガイドラインを策定しました。

1-2 藤沢市がめざす色彩景観

藤沢市においては、暖色系、中・低彩度の建築色が、まちなみとしての暖かさや品格をつくり出すとともに、湘南海岸から北西部の田園・丘陵地に至るまで、豊かで多彩な自然景観に調和する都市景観の基調色となっています。

今後は、現況の特長である「暖かく穏やかな建築物等の色彩」が感じられるまちなみを形成するために、既存のまちなみに見られる特性を伸長するとともに、色彩に問題のある建築物等を適正に誘導し、色彩の連続性を創出します。

市内の建築物等の多くは暖かく穏やかな色彩を基本としていますが、色彩の使用状況は建築物等の用途や立地環境によって少しずつ異なっています。特に、大規模建築物等については、高明度・低彩度色を基本にみなさんに協力していただいた結果、全般に明るく落ち着いた色彩表現が基調となっています。

今後は、暖かみのある穏やかな色彩を基本としながらも、その場所の特性が色彩面からも感じられるような、「用途・地域ごとにメリハリのある色彩景観」を創りだしていきます。



この冊子では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を用いています。

マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

2-1 色相（いろあい）

色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Rや10YRなどのように表記します。

2-4 マンセル記号

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R4.0/14.0や10YR8.5/1.5のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

2-2 明度（あかるさ）

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

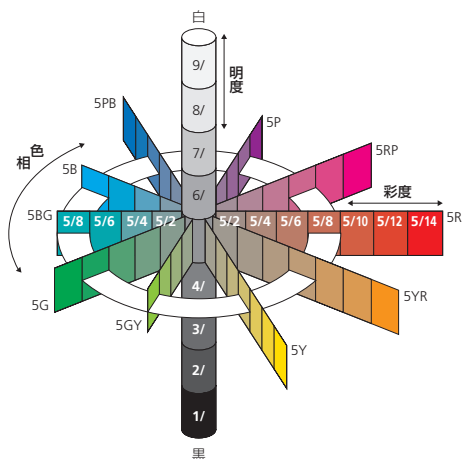
5R 4.0 / 14.0
色相=色合い 5アール 明度=明るさ 4.0 彩度=鮮やかさ 14.0 の

2-3 彩度（あざやかさ）

彩度は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は16程度です。

10YR 8.5 / 1.5
色相=色合い 10ワイアール 明度=明るさ 8.5 彩度=鮮やかさ 1.5 の

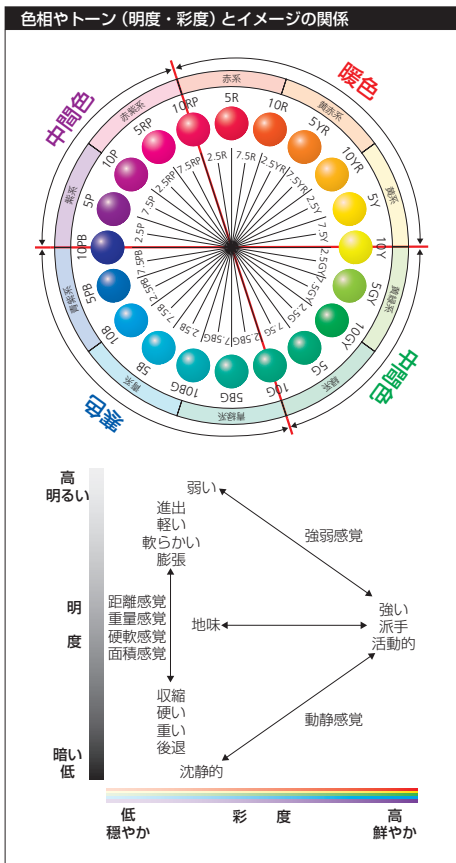
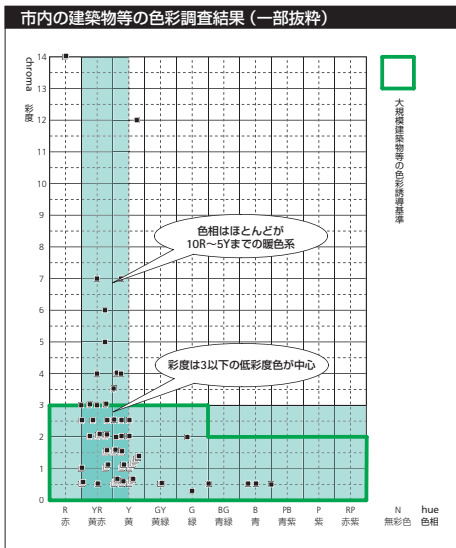
N 4.0
無彩色 エヌ 明度=明るさ 4.0



3

街の景観を整える色彩のポイント

COLORSCAPE Guidelines for FUJISAWA City



3-1 目立たせる色となじませる色

景観は多様な要素によって構成されています。それらの中には、場の象徴として美しく際立たせるべき要素と、周辺に融和させるべき要素があり、その秩序が良好に保たれている景観が美しく快適な景観として評価されます。

一般に景観の中で目立たせるべき色彩は、信号や標識のように重要な情報伝達を担うもの、花や緑のように小さなものや季節等によって変動するものなどです。

建築物等のように規模が大きく四季を通じて同じ場所にあり続けるものは、周囲に馴染み景観のベースとなるような色彩を基本とし、生活に欠くことのできない情報や生活にうおいや季節感を与えてくれる四季の花々などが際立つようにします。

景観の中で目立たせる色と周囲になじませる色の例			
人工的景観要素	自然的景観要素	目立たせる色	色彩の性質
交通標識 催事の色 公共サイン 交通機関の車両 など	花 鳥・蝶 空・海 など	高彩度色	変化 一時的 小面積 強い対比 動的 アクセント
建築物等の低層部 建築物等のアクセント モニュメント など	草木の緑 など	中彩度色	
建築物等の基調色 建築物等の屋根色 路面舗装 デッキ、橋、歩道橋 ストリートファニチュア など	土砂・岩石 樹皮 など	低彩度色	不変 長期的 大面積 弱い対比 静的 ベース
		なじませる色	

3-2 建築物等の慣例色

まちの景観のベースとなっているのは、暖色系の低彩度色です。市内の調査でも主要な建築物等のおよそ80~90%がこの範囲の色彩を基調としていることがわかりました。

このように、一つの対象に慣例的に用いられる色彩を慣例色と呼びます。

色彩に対する期待が過剰になると、普通とは違う色彩によって新しく奇抜な外観をつくらうという発想が生まれがちですが、多くの建築物等に用いられる慣例色は美しさや機能性、経済性などの観点から長い時間をかけて洗練されてきた色彩であり、合理的な色彩計画の基本色といえます。

建築物等の色彩計画は、暖色系の中・低彩度色を中心に考え、配色を発展させていくことが基本といえます。

3-3 色彩のイメージ効果とその限界

建築物等の色彩計画では、その心理的效果やイメージなどが重要視されます。多くの人が共通の感覚をもつといわれる色彩の寒暖や明暗、軽重などのイメージを適切に操作し、対象にふさわしい外観を創出することは色彩計画の有効な手段です。

しかし、イメージ効果に偏重すると、その実現ばかりに目が向けられ、周囲にある色彩の秩序が見えなくなってしまうことがあります。水をイメージした青い橋梁や明るく活発なイメージの黄色い住宅など、色の連想ゲームによって派手な色彩が採用された例が数多く見られます。本来、橋梁の色彩は水辺の景観を美しく見せるべきものであり、住宅の色彩は周囲と連携して暮らしやすく落ち着いた雰囲気をつくり出すべきものです。

まちの景観イメージは施設単体では実現することができません。個々のイメージを強調する前に、その場がもっているイメージを尊重することが大切です。



3-4 地域や地区の特性と他者の意図

色彩景観の秩序や慣例色などを考慮すると、建築物等の外装にふさわしい色彩は、自ずと絞り込まれてきます。しかし、そうした色域を基本にしつつも、地区の特性を活かした色使いによって豊かでメリハリのある色彩表現が可能です。

商店街では、共通のテーマカラーを採用し外装色のトーン（明度と彩度）をそろえるなど、色使いに共通性をもたせると、まちなみ全体の個性や独自性が創出できます。

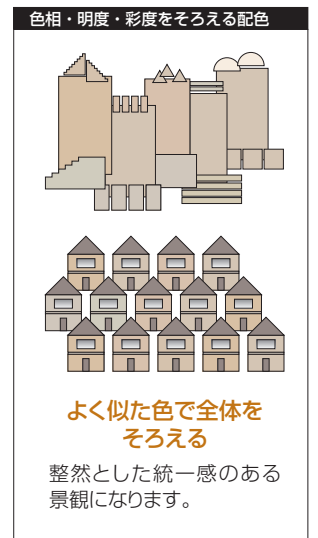
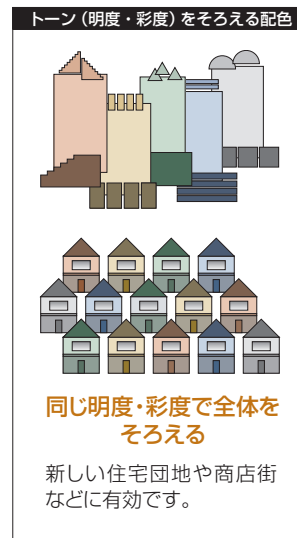
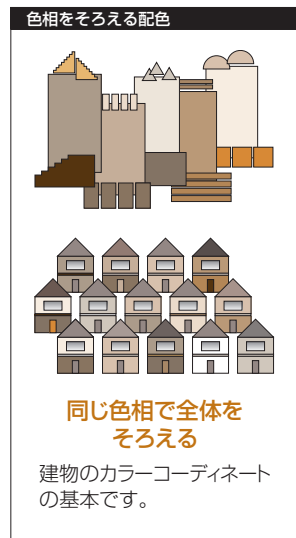
また、灰色のすすけた色彩が排他的な雰囲気をつくりがちな工場地では、景観のポイントとなるようなダイナミックな色使いや外構の緑を充実することによって、活気や彩りを表現することができます。一方、同じ工場でも住宅地に立地する場合は、工場らしさよりも住宅地にふさわしい安らぎや落ち着きを重視した色彩とし、住宅地の雰囲気を継承していくことが期待されます。

インテリアの色彩とは異なり、建物外部の色彩は他者の意図した色彩との相互調整が必要となります。個々の主張をぶつけ合うばかりでなく、相互の意図を確認・調整する場と機会を設け、関係者が協力してその場所らしさを育てていくことが大切です。



3-5 建築物等のカラーコーディネーション

色彩の相互調整を行う際に重要なのが色彩調和の考え方です。まちなみの色彩に連続性や共通性をもたせるためには、色彩の三属性である色相や明度、彩度の何れかをそろえたり、三属性すべてをそろえて類似色でまとめる方法などが考えられます。



3-6 規模や形態にふさわしい色彩・配色

同じ配色でも建築物等の規模や使用部位によってその印象は大きく異なります。

色彩には面積効果があり、色面が大規模化すると派手な色や暗い色はその特徴がより顕著に表れます。このため、大規模建築物等においては、景観シミュレーションを実施したり大型の色見本を用意するなど、より慎重な色彩選定が求められます。

また、全体を単色で処理するのではなく、建築物等の形態・部位に応じて色彩を使い分けるなど、きめの細かい配色計画を行うことにより、威圧感を軽減し変化のある外観をつくり出すことも大切です。

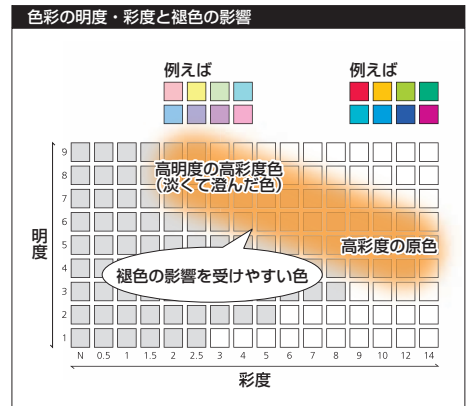


3-7 色彩の耐久性とメンテナンス

汚れた建築物等は見る人に不快感や不安感を与えます。建築物等は、身の回りの服飾雑貨と比べて規模が大きくライフサイクルが長い特徴があります。このため、当初の美しさを長く保つことができるような色彩を選択すると同時に、必要に応じてメンテナンスを行うことが重要です。

塗料では、高彩度色やパステルカラーが褪色の影響を受けやすいといわれています。こうした色彩を大面積や高層部に用いるのは得策とはいえません。

現況において問題のある建築物等は、メンテナンスにあわせて色彩計画を見直すことにより、その外観だけでなく周辺景観との関係性を改善することができます。





藤沢市では、色彩ガイドラインの策定に先立って、市の景観を代表する地域や、重点的に景観形成を進めている地区、住居系、商業・業務系、工業系の各用途を代表する建築物等を対象とした色彩調査を実施しました。

その結果、市内のほとんどの建築物等は、暖かみのある穏やかなトーンの色を基調としていることや、約1割の建築物等が周囲のまちなみと対比的で派手な色彩を基調としていることがわかりました。

また、藤沢市では比較的明るい色調を基調とした建築物等が多く、黒など極端に暗い色彩は威圧感を与える要因になることがわかりました。

全市共通の色彩ガイドラインは、こうした調査・分析結果をふまえて、現況の景観と対比的で景観を乱すおそれのある色彩を客観的なマンセル値によって範囲設定し、[避けるべき色彩]に指定したものです。

4-1 | ガイドラインの対象…外壁・屋根の基調色

色彩ガイドラインは、建築物等の外壁(外装)基調色(建物の外観全体または正面でもっとも面積の大きい色彩)及び屋根色を対象としています。

4-2 | ガイドラインの性格…避けるべき色彩を範囲指定

ガイドラインは、色彩調査の結果から、現況の景観の中であまり使用されていない奇異な色彩や、その色彩が混入することで市の景観が大きく混乱するような色彩を[避けるべき色彩]として範囲指定しています。

しかし、建築物等の用途や規模、形態、立地などには多様性があることから、柔軟な色彩選択を妨げないよう、どちらかというと緩めの範囲設定になっています。このため、[避けるべき色彩]でなければ、どのような色彩を使っても問題がないというわけではありません。

建築物等を計画する際には、周辺景観との調和を考慮し、今ある景観をさらに充実させるよう、慎重な色彩選定をお願いします。

4-3 | ガイドラインによる色彩分類…すべての色を16種のトーンに分類

ガイドラインでは、すべての色彩を明度(明るさ)と彩度(鮮やかさ)の組み合わせによって、16種のトーン(色調)に分類しています。

建物の外装色は、身の回りの衣服や雑貨品などのようにカラフルではなく、暖かみのある色相と穏やかなトーンの色相が多数を占めています。このため、色彩ガイドラインでは、暖色系の中・低彩度色を充実させ、これらとは異なる寒色系の色相や派手でけばけばしい色彩についてはより慎重な色彩選択を促すように各トーンの範囲を設定しています。

各トーンの詳細な色彩範囲(マンセル値)は、P18-19を参照してください。

4-4 | 避けるべき色彩

16種のトーン(色調)分類の中で、もっとも彩度が高く、建築物等の基調色としては派手すぎて違和感のあるトーン(W-4、L-4、M-4、D-4)とパステル調で色味が強く違和感のあるトーン(W-3)、及び暗い色調が閉鎖感を与え基調色としては違和感のあるトーン(D-1、D-2、D-3、D-4)は避けるべき色彩とします。

藤沢市内の建築物等は原則として、その外壁基調色に下図において で示した、これらのトーンを用いることを避けてください。



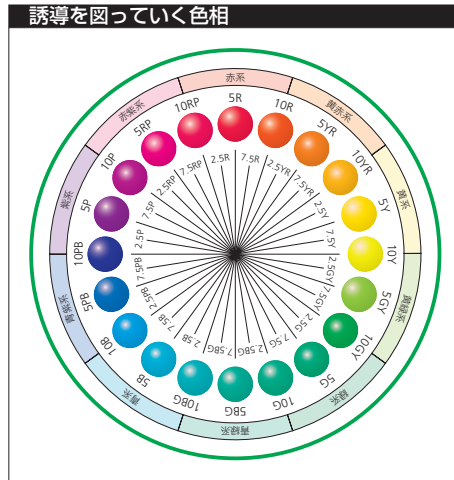
5

地域別・構造別
大規模建築物等
の色彩基準
COLORSCAPE Guidelines for FUJISAWA City

5-1 特定地区の大規模建築物等 主要駅周辺（藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅）

現況

駅周辺の建築物等は、基調色については低彩度色を採用したものが主体となっています。また、藤沢駅周辺等では明度7以上の高明度色に誘導を図ってきた経緯もあり、比較的に明るい色彩が多く用いられています。



色彩景観の方向性

駅周辺の景観は、背後にある街の顔として、品格あるものであることが期待されます。また、駅周辺には比較的規模の大きい建築物等が集積するため、暗い色調よりも明るく開放感のある色調でそろったまちなみの方が閉鎖感を軽減することができます。

誘導を図っていく色彩の考え方

藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅の主要駅周辺は、本市の景観基本計画において重要なゾーンとして位置づけられていることから、明るく品格のある景観を形成するため、W-1、L-1、L-2、W-2の範囲に誘導を図っていきます。

誘導を図っていく色彩の例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

N9.5 [N-95]	5YR9.0/0.5 [15-90A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	5Y9.0/0.5 [25-90A]	5BG9.0/0.5 [55-90A]	5PB9.0/0.5 [75-90A]
N9.0 [N-90]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	5Y8.5/1.0 [25-85B]	5BG8.5/0.5 [55-85A]	5PB8.5/0.5 [75-85A]
N8.5 [N-85]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	2.5Y8.0/2.0 [22-75D]	5BG8.0/1.0 [55-80B]	5PB8.0/1.0 [75-80B]
N8.0 [N-80]	5YR7.5/1.0 [15-75B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5BG7.5/0.5 [55-75A]	5PB7.5/0.5 [75-75A]
N7.0 [N-70]	5YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5BG7.0/1.0 [55-70B]	5PB7.0/1.0 [75-70B]
N6.0 [N-60]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5BG6.0/1.0 [55-60B]	5PB6.0/1.0 [75-60B]



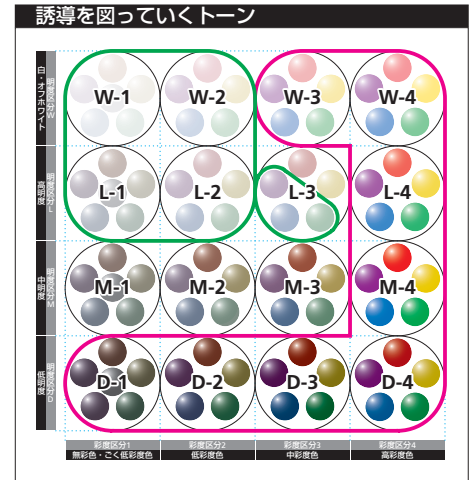
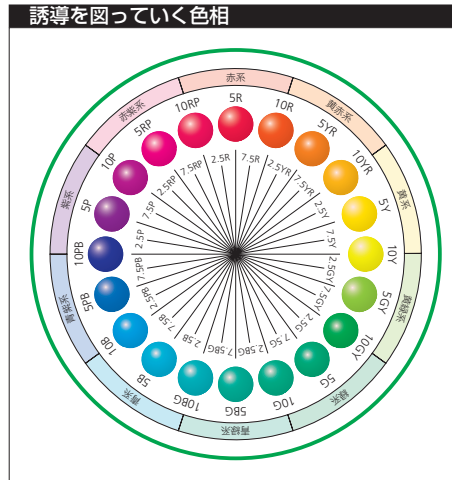
5-2 特定地区の大規模建築物等 国道134号沿道

現況

国道134号沿道では、明度・彩度の誘導基準を設定し、全体的に明るく穏やかな色調を基本とした景観誘導を進めてきました。
 彩度基準については、3/4程度の建築物等が基準を満たすものの、明度（8以上）については約半数の建築物等が基準外の色彩を基調としています。

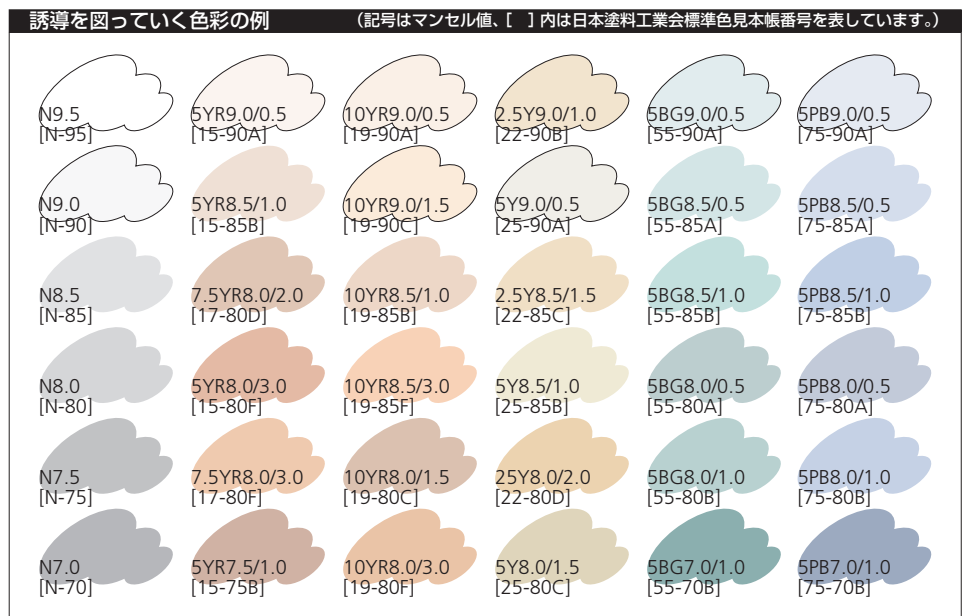
色彩景観の方向性

国道134号沿道においては、湘南海岸の自然景観に調和した開放的な景観を形成するため、明るく穏やかな色調を基本とする景観形成を図ります。



誘導を図っていく色彩の考え方

国道134号沿道は、本市の景観基本計画において重要なゾーンとして位置づけられていることから、彩度についてはおおむね現状を維持し、明度については暗い印象を与えない程度に下限を上げたW-1、L-1、L-2、W-2の範囲に誘導を図っていきます。
 また、既存の色彩基準で寒色系の色彩を彩度2以下までの範囲に誘導してきた経緯をふまえ、GY系からRP系の色相に限ってはL-3についても範囲に加えます。



5-3 類型別の大規模建築物等 商業系建築物等

現況

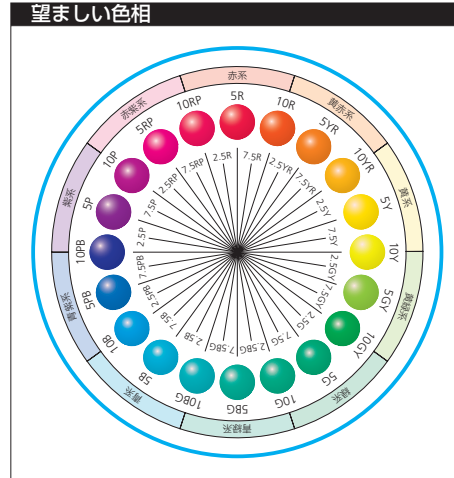
藤沢市においては、大規模な商業系建築物等の多くが主要駅周辺に集積しています。全般的には、落ち着いた色彩が基調となっていますが、一部に派手でけばけばしい高彩度色を基調としたものもみられます。

色彩景観の方向性

主要駅周辺においては、明るさと品格のある色彩景観を形成するために、L-1、L-2、W-1、W-2までの高明度・低彩度色を推奨していますが、商業系建築物等については、品格の中にも適度な華やかさが要求される場合があります。

望ましい色彩の考え方

このため、これらの色彩にL-3を加えることにより、節度の保てる範囲でより積極的な色彩表現が可能になるように考慮しています。



望ましい色彩の例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

N9.5 [N-95]	10R8.0/2.0 [09-80D]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	5Y9.0/0.5 [25-90A]	5BG8.5/0.5 [55-85A]
N9.0 [N-90]	10R7.0/2.0 [09-70D]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/3.0 [19-80F]	5Y8.5/1.0 [25-85B]	5PB8.5/0.5 [75-85A]
N8.5 [N-85]	2.5YR7.0/2.0 [12-70D]	7.5YR8.0/3.0 [17-80F]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	2.5Y8.0/2.0 [22-75D]	5BG8.0/1.0 [55-80B]
N8.0 [N-80]	10R6.0/1.0 [09-60B]	5YR7.0/4.0 [15-70H]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.5/3.0 [22-75F]	5PB8.0/1.0 [75-80B]
N7.5 [N-75]	10R6.0/2.0 [09-60D]	7.5YR7.0/6.0 [17-70L]	10YR7.0/6.0 [19-70L]	5Y7.0/1.5 [25-70C]	5BG7.0/2.0 [55-70D]
N7.0 [N-70]	2.5YR6.0/2.0 [12-60D]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y7.0/4.0 [22-70H]	5PB7.0/2.0 [75-70D]



5-4 類型別の大規模建築物等 住居系建築物等

現況

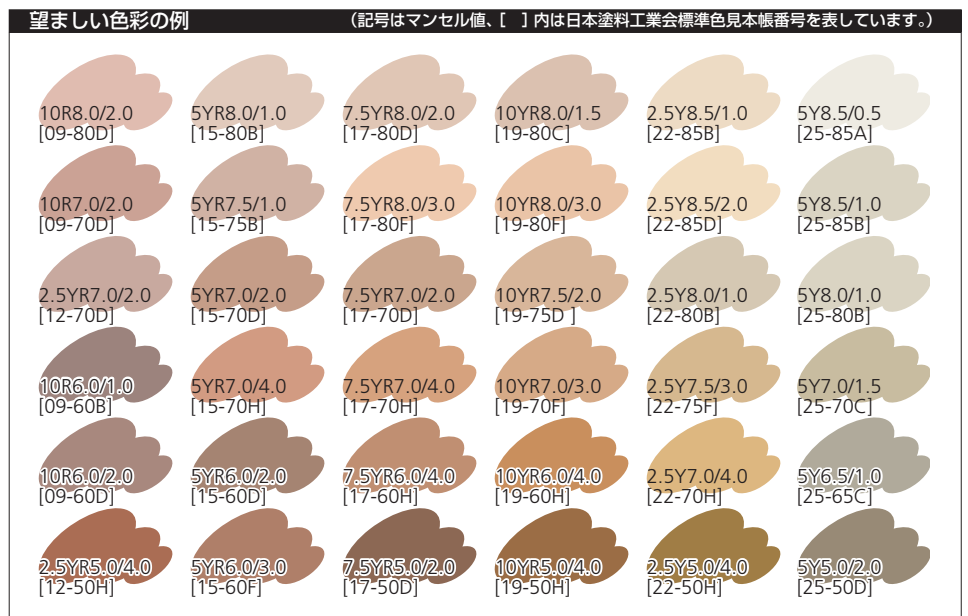
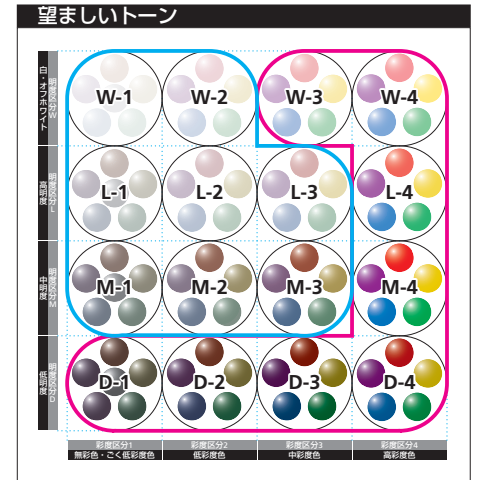
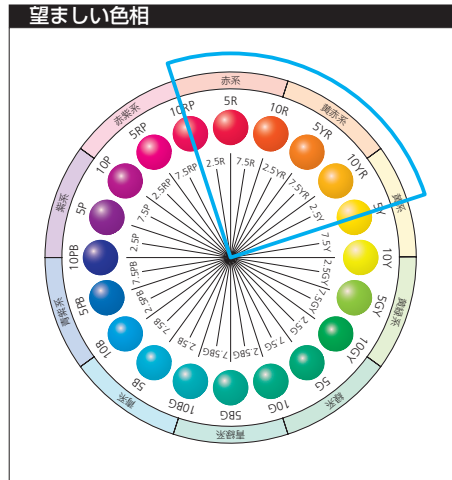
市内の集合住宅の多くは暖色系色相を基調とし、その中でも中・低彩度色を基本とするものが大多数を占めています。

色彩景観の方向性

住居系建築物等の外装においては、永い時間を過ごす生活の場にふさわしい落ち着きと暖かさのある色彩が期待されます。

望ましい色彩の考え方

このため、住居系建築物等については色相を重視した誘導を図るものとしますが、暖色系色相の中では比較的豊富な選択肢が提供できるよう考慮します。望ましい色彩の範囲としては、R、YR、Y系色相のW-1、L-1、M-1、W-2、L-2、M-2、L-3、M-3です。



5-5 類型別の大規模建築物等 工業系建築物等

現況

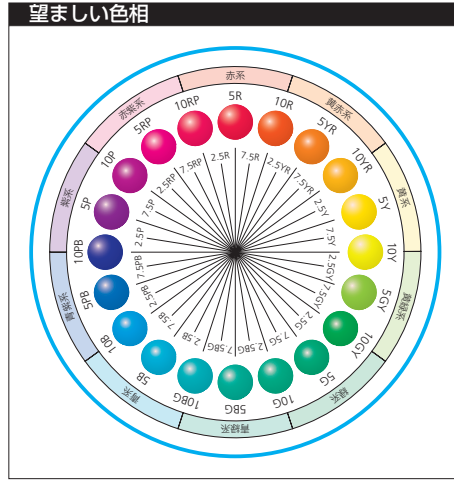
現況において、工業系建築物等の色彩は無彩色やごく穏やかな色味をもった低彩度色に集中しています。

色彩景観の方向性

現況の工業地によくみられる明るい無彩色・低彩度色は、明るく開放的で清潔感のある印象を与え、とかく閉鎖的になりがちな工業地の景観形成に有効な色彩といえます。

望ましい色彩の考え方

このため、現況の特徴をより強化し、明るく親しみもてる産業景観の形成を目指して、明るく穏やかな色調であるW-1、L-1、L-2を推奨します。



望ましい色彩の例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

N9.5 [N-95]	5YR9.0/0.5 [15-90A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	5Y9.0/0.5 [25-90A]	5BG9.0/0.5 [55-90A]	5PB9.0/0.5 [75-90A]
N9.0 [N-90]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	5Y8.5/1.0 [25-85B]	5BG8.5/0.5 [55-85A]	5PB8.5/0.5 [75-85A]
N8.5 [N-85]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	2.5Y8.0/2.0 [22-75D]	5BG8.0/0.5 [55-80A]	5PB8.0/0.5 [75-80A]
N8.0 [N-80]	5YR7.5/1.0 [15-75B]	10YR7.5/1.0 [19-80F]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5BG8.0/1.0 [55-80B]	5PB8.0/1.0 [75-80B]
N7.5 [N-75]	5YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	5Y7.0/1.5 [25-70C]	5BG7.5/0.5 [55-75A]	5PB7.5/0.5 [75-75A]
N7.0 [N-70]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5BG7.0/1.0 [55-70B]	5PB7.0/1.0 [75-70B]





6-1 江の島特別景観形成地区

現況

江の島特別景観形成地区においては、住民や行政、専門家等が協力・連携して豊かな自然と歴史をいかした「江の島らしい」色彩景観の形成を推進し、周辺の模範となるような美しい景観の形成が図られています。

色彩景観の方向性

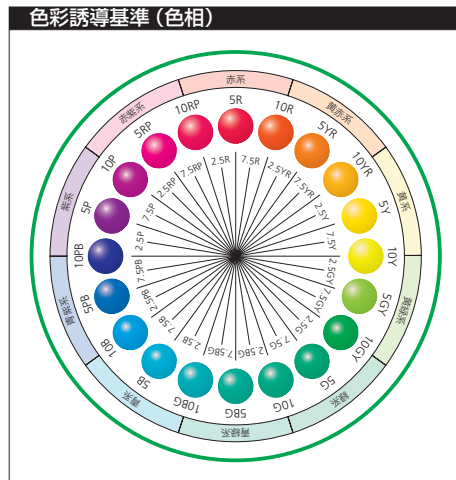
現行の色彩基準は暖色系色相を基本に比較的明るい色調を推奨しつつ、島の自然景観から突出しやすい白については誘導範囲から除外することによって、島の景観との融和を図る工夫を採り入れています。

色彩誘導基準

こうした色彩景観形成の蓄積と理念に基づき、本地区においては、現行の基準をできるだけ忠実に継承し、L-1、L-2のみを色彩誘導基準の範囲とします。

現行基準との変更点は、Y系色相における彩度の上限が3から2に縮減されたこと、明度域がやや明るい方向にシフトされたこと(8.5~5を8.5~6に変更)です。

なお、これらの色彩の中でも、西町参道沿道地区や臨港地区では海辺の景観と調和する明るめの色彩、山地区では豊かな緑に融和する明るさを抑えた色彩を推奨します。その他の地区では周辺の景観に応じて、基準範囲内から適切な色彩を選択してください。



基準範囲内の色彩例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

N8.5 [N-85]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.5/1.5 [19-85C]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5Y8.5/0.5 [25-85A]
N8.0 [N-80]	5YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5Y8.5/1.0 [25-85B]
N7.5 [N-75]	5YR7.5/1.0 [15-75B]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y8.0/2.0 [22-80D]	5Y8.0/1.0 [25-80B]
N7.0 [N-70]	5YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5Y7.5/1.5 [25-75C]
N6.5 [N-65]	5YR6.0/2.0 [15-60D]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.5/2.0 [19-65D]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5Y7.0/1.5 [25-70C]
N6.0 [N-60]	5YR6.0/3.0 [17-60F]	10YR6.0/1.5 [19-60C]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5Y6.0/2.0 [25-60D]



緑青色の鳥居が映える西町参道の落ち着いたまちなみ



島の自然と一体化した山地区の落ち着いたまちなみ



辻堂海岸から遠望するみどり豊かな江の島



和の風情を感じさせる落ち着いたトーンのマちなみ



穏やかな屋根越しに眺望するヨットハーバーと相模湾

6-2 サム・ジュ・モール景観形成地区

現況

本地区では、派手な屋外広告物を掲出した建物が複数見られることから、まちなみの基調色が感じられにくい面もありますが、建築物等の彩度については約8割が現行の基準に適合しています。

色彩景観の方向性

サム・ジュ・モール景観形成地区においては、緑と太陽と石畳の街にふさわしい景観の形成を図るため、高明亮かつ低彩度色を基調とした色彩の誘導を図ってきました。

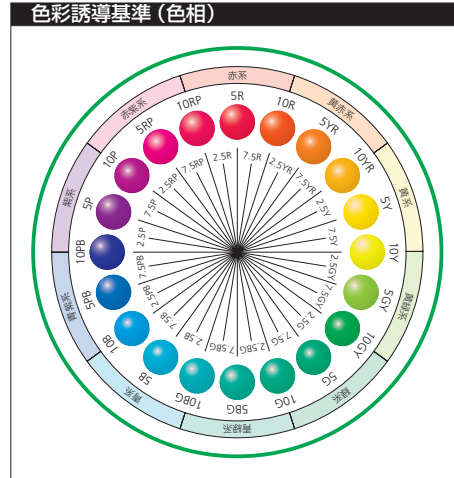
色彩誘導基準

このため、現行基準を基本に市全体の色彩体系との整合性を加味し、W-1、L-1、W-2、L-2を色彩誘導基準の範囲とします。

現行基準との変更点は、YR系色相における彩度の上限が2から3に拡張されたこと、明度域が7以上から6以上に拡張されたことです。

このことにより、現誘導基準から大きく逸脱した極端に派手な建築物等以外は新基準に適合することになります。

なお、1～2階部分の外壁は、天然石の持つ色彩の範囲内とし、天然石、人造石、擬石状タイル等、石肌の感触を持つ仕上げとしてください。



基準範囲内の色彩例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)					
N9.5 [N-95]	5YR9.0/0.5 [15-90A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	5Y9.0/0.5 [25-90A]	5BG9.0/0.5 [55-90A]	5PB9.0/0.5 [75-90A]
N9.0 [N-90]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	5Y8.5/1.0 [25-85B]	5BG8.5/0.5 [55-85A]	5PB8.5/0.5 [75-85A]
N8.5 [N-85]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	2.5Y8.0/2.0 [22-75D]	5BG8.0/1.0 [55-80B]	5PB8.0/1.0 [75-80B]
N8.0 [N-80]	5YR7.5/1.0 [15-75B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5BG7.5/0.5 [55-75A]	5PB7.5/0.5 [75-75A]
N7.0 [N-70]	5YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5BG7.0/1.0 [55-70B]	5PB7.0/1.0 [75-70B]
N6.0 [N-60]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5BG6.0/1.0 [55-60B]	5PB6.0/1.0 [75-60B]



6-3 すばな通り景観形成地区

現況

本地区では、暖色系色相を中心に明るく品格のある色彩が中心的に用いられています。

色彩景観の方向性

すばな通り景観形成地区においては、暖色系のみ彩度2、他の色相では彩度0.5までを上限とし、全体として明るい色調を推奨することにより、建物基調色を白やオフホワイト、ライトベージュなどに集約する誘導基準を運用しています。

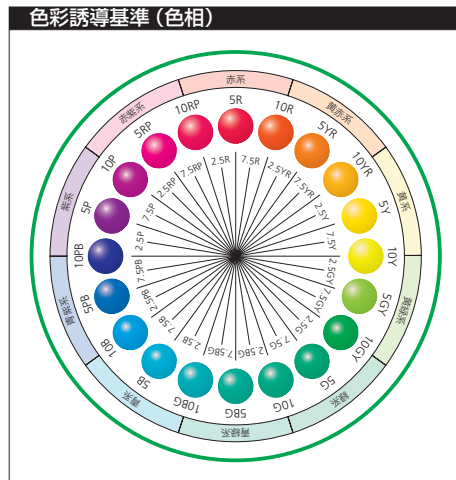
色彩誘導基準

このため、現行基準を基本に市全体の色彩体系との整合性を加味し、白やオフホワイトを含む、W-1,L-1を色彩誘導基準の範囲とします。

また、暖色系色相に限っては、現行基準において彩度上限が幅広く設定されていることを考慮し、W-2、L-2の色彩範囲を望ましい色彩に含めることとします。現行基準との変更点は、YR系色相における彩度の上限が2から3に拡張されたことです。

なお、低層部の外壁は、中高層部と対比をつけたやや彩度のある色彩の使用を基本とし、特に、1階部分にはアクセントカラーを組み合わせるなど、賑わいの演出に配慮してください。

また、天然石、人造石、擬石状タイル等、石肌及び木質肌の感触を持つ仕上げとさせていただきます。



基準範囲内の色彩例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)					
N9.5 [N-95]	5YR9.0/0.5 [15-90A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	5Y9.0/0.5 [25-90A]	5GY9.0/0.5 [35-90A]	5BG9.0/0.5 [55-90A]
N9.0 [N-90]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5GY8.5/0.5 [35-85A]	5BG8.5/0.5 [55-85A]
N8.5 [N-85]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	2.5Y8.0/2.0 [22-75D]	5GY8.0/1.0 [35-80B]	5BG8.0/1.0 [55-80B]
N8.0 [N-80]	5YR7.5/1.0 [15-75B]	10YR8.0/3.0 [19-80F]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5GY7.5/0.5 [35-75A]	5BG7.5/0.5 [55-75A]
N7.5 [N-75]	5YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	5Y7.0/1.5 [25-70C]	5GY7.0/0.5 [35-70A]	5BG7.0/0.5 [55-70A]
N7.0 [N-70]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5GY7.0/1.0 [35-70B]	5BG7.0/1.0 [55-70B]



6-4 湘南通り景観形成地区・辻堂熊ノ森景観形成地区

現況

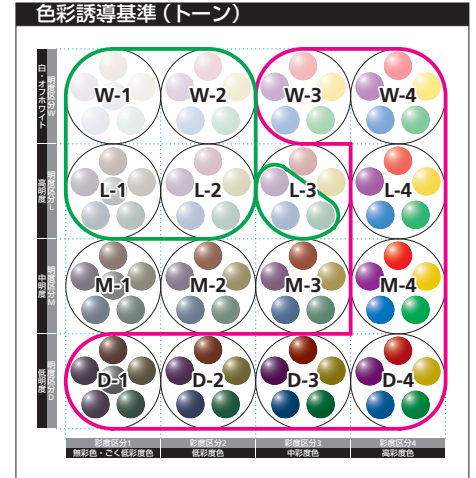
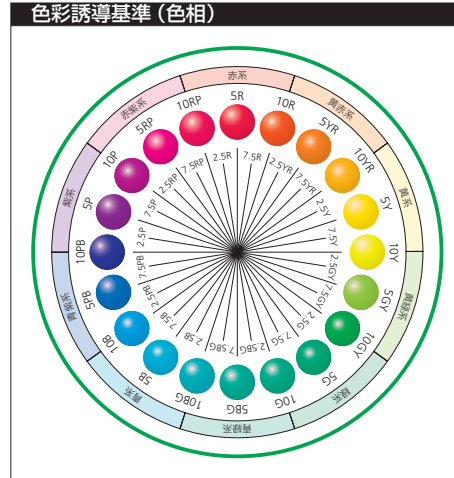
現況において、彩度基準は2/3程度の建築物等で達成されていますが、明度基準については1/3程度の達成率となっており、明度8以上を規定する基準が必ずしも現況に即したものでないことがわかりました。

色彩景観の方向性

湘南通り景観形成地区及び辻堂熊ノ森景観形成地区においては、明るく華やかなトーンでそろったトーン調和型のまちなみを目指し、全色相において彩度2以下かつ明度8以上の色彩範囲が基準として運用されています。

色彩誘導基準

このため、明度については、市全域の色彩体系との整合性を考慮してその下限を6までに拡張します。
本地区においては、全色相のW-1、L-1、W-2、L-2に暖色系以外のL-3を加えた範囲を色彩誘導基準の範囲とします。



基準範囲内の色彩例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)					
5R9.0/0.5 [05-90A]	5YR9.0/1.0 [15-90A]	10YR9.0/1.5 [19-90C]	5Y9.0/1.0 [25-90B]	5G9.0/0.5 [45-90A]	5PB9.0/0.5 [75-90A]
5R8.5/0.5 [05-85A]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.5 [19-85C]	5Y8.5/1.0 [25-85B]	5G8.5/0.5 [45-85A]	5PB8.5/0.5 [75-85A]
5R8.0/0.5 [05-80A]	5YR8.0/0.5 [15-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5G8.0/0.5 [45-80A]	5PB8.0/0.5 [75-80A]
5R8.0/1.0 [05-80B]	5YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.0/3.0 [19-80F]	2.5Y8.0/2.0 [22-80D]	5G8.0/1.0 [45-80B]	5PB8.0/1.0 [75-80B]
5R7.5/1.0 [05-75B]	5YR7.5/1.0 [15-75B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	5Y7.5/2.0 [25-75D]	5G7.0/10.5 [45-70A]	5PB7.5/0.5 [75-75A]
5R7.0/1.0 [05-70B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5G7.0/1.0 [45-70B]	5PB7.0/1.0 [75-70B]





現況

屋根については、全体的に彩度を抑えた穏やかなトーンが中心となっています。一方、一部の住宅等において、高彩度の赤や青、緑などが用いられ、海岸線の海や空、丘陵の緑など、市の景観のベースとなっている豊かな自然の色彩から突出している例も見られます。

色彩景観の方向性

年間を通して強い日差しや風雨にさらされる屋根の色彩は、汚れや変退色に強いものである必要があります。鮮やかな色彩や明るすぎる色彩は、屋根の機能上決して好ましい色彩とはいえません。また、こうした色彩は、周囲の自然やまちなみなどから突出しやすく、景観の秩序を乱す要因にもなりかねません。このため、市の景観形成に重要な影響を与える大規模建築物等や、市の景観をリードする景観形成地区においては、屋根の色彩についても、重要な景観要素として誘導を図ります。

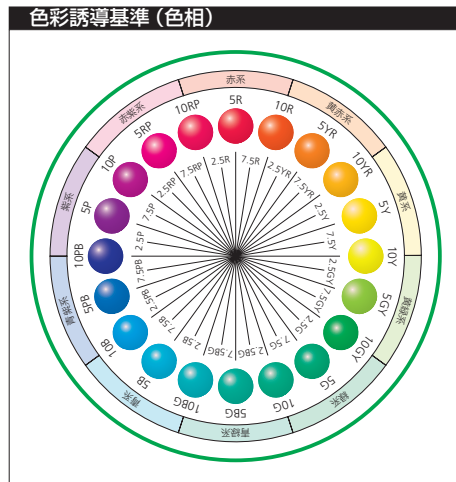
色彩誘導基準

屋根については、彩度を抑えた穏やかなトーンを基本として誘導を図ります。

比較的規模が小さく勾配屋根を採用した建築物等が主体となる地区では、彩度を抑えとともに、明度についてもより落ち着いた印象のある中・低明度色に誘導を図るため、M-1、M-2、D-1、D-2を色彩誘導基準の範囲とします。

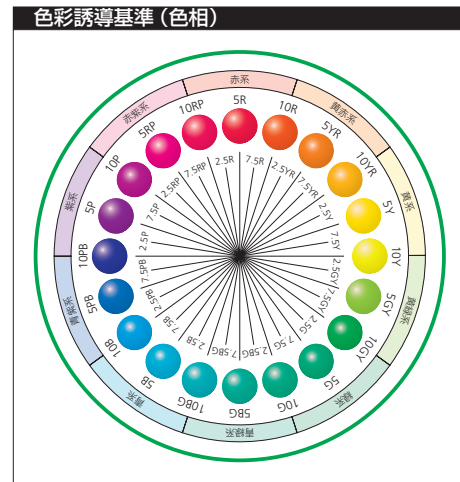
大規模な建築物等や屋根形式が混在する地区では、大規模な屋根面や陸屋根建築物の屋根面にも採用しやすいよう明度に幅を持たせ、上記に加えL-1、L-2を色彩誘導基準の範囲とします。

7-1 勾配屋根の建築物等を主体とする地区
江の島特別景観形成地区
すばな通り景観形成地区



※銅板葺きの屋根については、海辺のまちなみらしい風情を感じさせるとともに、経年変化によって穏やかで豊かな表情が醸成されることから、上記の範囲外であっても使用可能とします。

7-2 大規模建築物等及び屋根形式が混在する地区
市全域の大規模建築物
サム・ジュ・モール景観形成地区
湘南通り景観形成地区
辻堂熊の森景観形成地区



※大規模な陸屋根建築物や工場等におけるエネルギー効率などを考慮し、明るいトーンも選択可能としていますが、周辺景観との調和を図るため、できるだけ中・低明度のトーンから選択するように心がけてください。

基準範囲内の色彩例 (記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

大規模建築物等及び屋根形式が混在する地区					
N7.0 [N-70]	5YR7.0/1.0 [15-70B]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	5G7.0/0.5 [45-70A]	5B7.0/0.5 [65-70A]
N6.0 [N-60]	5YR6.0/1.0 [15-60B]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	2.5Y6.0/1.5 [22-60C]	5G6.0/1.0 [45-60B]	5B6.0/1.0 [65-60B]
N5.0 [N-50]	5YR5.0/1.0 [15-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	5G5.0/1.0 [45-50B]	5B5.0/1.0 [65-50B]
N4.0 [N-40]	5YR4.0/1.0 [15-40B]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5G4.0/1.0 [45-40B]	5B4.0/1.0 [65-40B]
N3.0 [N-30]	5YR3.0/1.0 [15-30B]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	5G3.0/1.0 [45-30B]	5B3.0/1.0 [65-30B]
N2.0 [N-20]	10YR2.0/1.0 [15-20B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]	5G2.0/1.0 [45-20B]	5B2.0/1.0 [65-20B]
勾配屋根の建築物等を主体とする地区					



街の景観をつくる様々な要素の色彩

このパンフレットでは、景観を構成する要素のうち、主に建築物等の外壁や屋根の色彩について、その考え方や具体的な色彩を紹介しています。

一方、私たちが暮らすまちなみを見回すと、建築物以外にも、屋外広告物や日よけテント、自動販売機など、様々な要素の色彩がその場の景観に影響を与えていることがわかります。ここでは、まちなみ景観を構成する要素のうち、特に景観の秩序を乱す要因になりやすい屋外広告物、日よけテント、自動販売機の色彩について、誘導基準を示しています。

8-1 屋外広告物の色彩誘導基準

屋外広告物は、商品・サービスの情報を提供したり、来訪者を適切に案内誘導するなど、都市生活において様々な役割を担っています。しかし、こうした屋外広告物も、派手な色彩を多用したり、大量かつ無秩序に掲出されると自然やまちの景観を阻害する要因になりかねません。このため、屋外広告物の色彩選定にあたっては、次のような工夫を採り入れるなど、広告物本来の役割の中にも、品格のある表現になるよう誘導を図ります。

屋外広告物の品格を高める色彩の工夫



× 原案

地色に原色を用いています。派手な高彩度色を組み合わせ、げばげばしい印象になっています。街なみを構成する店舗がこぞってこのような色彩・配色の広告物を掲出すると、色彩景観の秩序が失われ広告物そのものの機能も低下します。コーポレートカラーが決められている場合でも、景観との調和を考慮し、周囲の店舗等と共存していく中で企業イメージの向上を図ることが大切です。



○ 地色を反転する

配色を反転すると元のイメージを保ちながらも、周囲との対比を和らげることができます。



○ 高彩度色の面積を減らす

広告物の四方に額縁のように白い枠を設けると高彩度色の面積を減らすことができます。



○ 色数を減らす・彩度を下げる

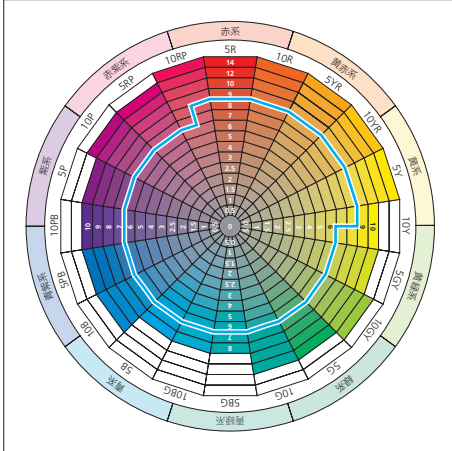
色数を減らしたり、同色相の中彩度色を地色にすると深みのある落ち着いた印象になります。



○ 素材や質感を生かす

色による表面的な装飾でなく、金属やガラスなどの質感を生かすと高級感のある表現になります。

日よけテントの色彩誘導基準(彩度)



8-2 日よけテントの色彩誘導基準

日よけテントは、原色など派手な高彩度色を用いないように色彩の誘導を図ります。(各色相の最高彩度の2/3以下の鮮やかさの色彩を用いることを基本とします。)

対象部位	色相	彩度
日よけテント	R系、YR系、Y系	8以下
	GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系	6以下

基準範囲内の色彩例

(記号はマンセル値、[]内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)



8-3 自動販売機の色彩誘導基準

江の島特別景観形成地区では和風のまちなみに調和する次の2色を基本に色彩の誘導を図ります。

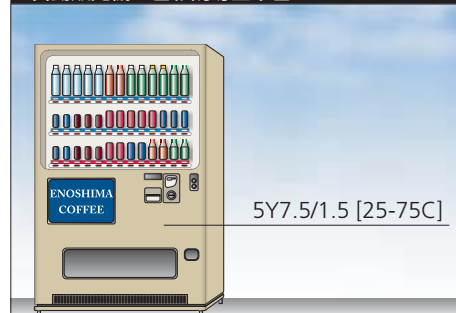
● 5Y7.5/1.5 [25-75C]

江の島特別景観形成地区の指定色としたことを契機に、自動販売機業界が景観対応色として採用し、広く各地に普及している色彩です。

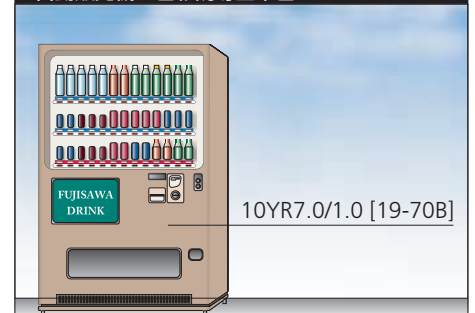
● 10YR7.0/1.0 [19-70B]

建築物等の色彩として最も多く用いられている10YRの色相を基調としています。様々な景観にぴったりとマッチする色彩です。

自動販売機の色彩誘導基本色1



自動販売機の色彩誘導基本色2





9-1 色彩体系の考え方

一般に色彩の表現には[青]や[赤]などの色名が用いられますが、色名による表現には解釈の幅があり、また、低彩度色を主体とする建築物等の色彩を適切に表現することが困難といえます。このためガイドラインにおいては、[マンセル表色系]を用い、これを基礎とした定量的な色の体系を設定しました。

この体系は、藤沢市における景観の現状とこれまでの景観形成施策の経緯をふまえ、独自に策定したものであり、暖色系を中心に穏やかな色調が基本となる建築物等の外装色を選択するために特化した色彩区分を採用しています。

藤沢市内の建築物等は原則として、その外壁基調色に下図において で示した、これらのトーンを用いることを避けてください。

藤沢市独自の色彩体系によるトーン区分一覧表

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	各色相における彩度の範囲									
				R (赤)系 の色相	YR (黄赤)系 の色相	Y (黄)系 の色相	GY (黄緑)系 の色相	G (緑)系 の色相	BG (青緑)系 の色相	B (青)系 の色相	PB (青紫)系 の色相	P (紫)系 の色相	RP (赤紫)系 の色相
無彩色・ ごく低彩度色 (カラード ニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0～10.0	0～1.0						0～0.5			
	高明度	L-1	6.0～8.9	0～1.0						0～0.5			
	中明度	M-1	3.0～5.9	0～1.0	0～2.0	0～1.0	0～0.5						
	低明度	D-1	0～2.9	0～1.0	0～2.0	0～1.0	0～0.5						
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0～10.0	1.1～2.0						0.6～1.0			
	高明度	L-2	6.0～8.9	1.1～2.0	1.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0						
	中明度	M-2	3.0～5.9	1.1～2.0	2.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0						
	低明度	D-2	0～2.9	1.1～2.0	2.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0						
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0～10.0	2.1～3.0						1.1～2.0			
	高明度	L-3	6.0～8.9	2.1～3.0	3.1～5.0	2.1～3.0	1.1～2.0						
	中明度	M-3	3.0～5.9	2.1～4.0	3.1～6.0	2.1～4.0	1.1～2.0						
	低明度	D-3	0～2.9	2.1～4.0	3.1～6.0	2.1～4.0	1.1～2.0						
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0～10.0	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上						
	高明度	L-4	6.0～8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上						
	中明度	M-4	3.0～5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上						
	低明度	D-4	0～2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上						

凡例

外壁基調色として避けるべき色彩

地域別・類型別の色彩誘導基準一覧表

地域	部位	色相	トーン(色調)															
			W-1	W-2	W-3	W-4	L-1	L-2	L-3	L-4	M-1	M-2	M-3	M-4	D-1	D-2	D-3	D-4
主要駅周辺	大規模建築物等の外壁基調色	全色相	■	■	×	×	■	■		×				×	×	×	×	×
	大規模建築物等の屋根色	全色相	×	×	×	×	■	■		×	■	■		×	■	■		×
国道134号沿道	大規模建築物等の外壁基調色	全色相	■	■	×	×	■	■	■※1	×				×	×	×	×	×
	大規模建築物等の屋根色	全色相	×	×	×	×	■	■		×	■	■		×	■	■		×
商業系建築物等	大規模建築物等の外壁基調色	全色相	●	●	×	×	●	●	●	×				×	×	×	×	×
	大規模建築物等の屋根色	全色相	×	×	×	×	●	●		×	●	●		×	●	●		×
住居系建築物等	大規模建築物等の外壁基調色	R,YR,Y系	●	●	×	×	●	●	●	×	●	●	●	×	×	×	×	×
	大規模建築物等の屋根色	全色相	×	×	×	×	●	●		×	●	●		×	●	●		×
工業系建築物等	大規模建築物等の外壁基調色	全色相	●		×	×	●	●		×				×	×	×	×	×
	大規模建築物等の屋根色	全色相	×	×	×	×	●	●		×	●	●		×	●	●		×
江の島特別景観形成地区	外壁基調色	全色相			×	×	■	■		×				×	×	×	×	×
	屋根色	全色相	×	×	×	×				×	■	■		×	■	■		×
サム・ジュ・モール景観形成地区	外壁基調色	全色相	■	■	×	×	■	■		×				×	×	×	×	×
	屋根色	全色相	×	×	×	×	■	■		×	■	■		×	■	■		×
すばな通り景観形成地区	外壁基調色	全色相	■	■※2	×	×	■	■※2		×				×	×	×	×	×
	屋根色	全色相	×	×	×	×				×	■	■		×	■	■		×
湘南通り・辻堂熊ノ森景観形成地区	外壁基調色	全色相	■	■	×	×	■	■	■※1	×				×	×	×	×	×
	屋根色	全色相	×	×	×	×	■	■		×	■	■		×	■	■		×

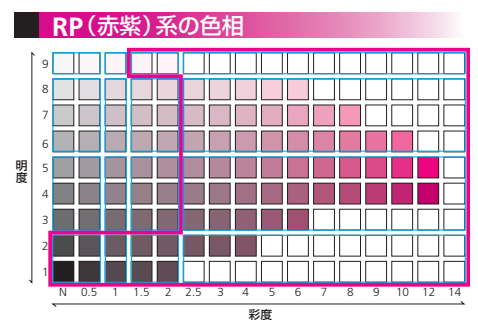
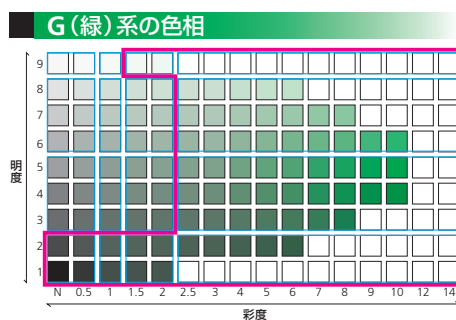
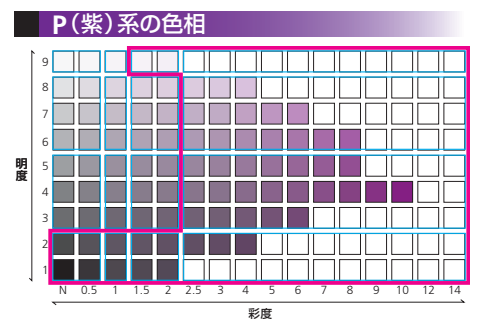
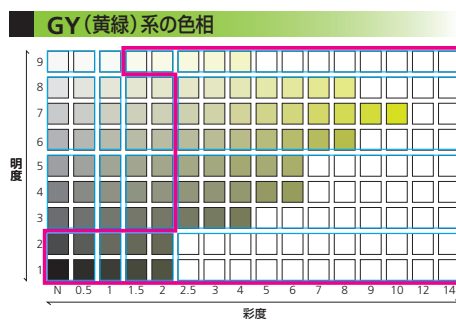
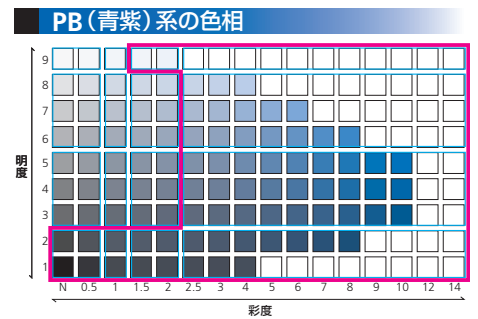
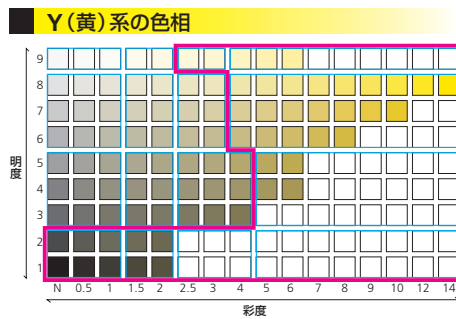
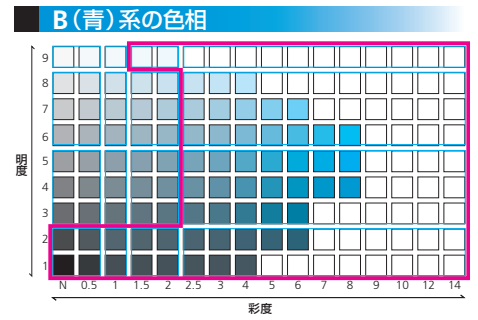
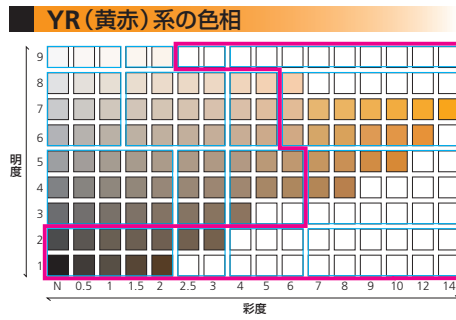
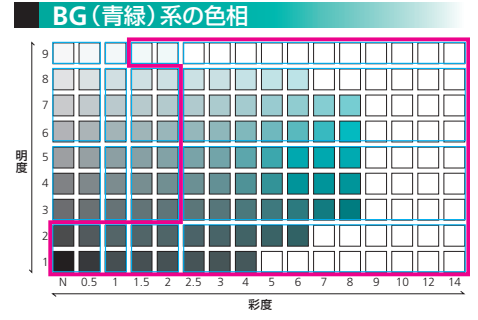
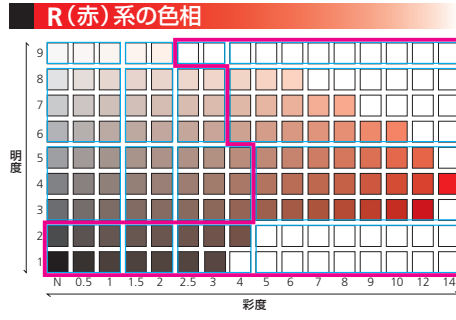
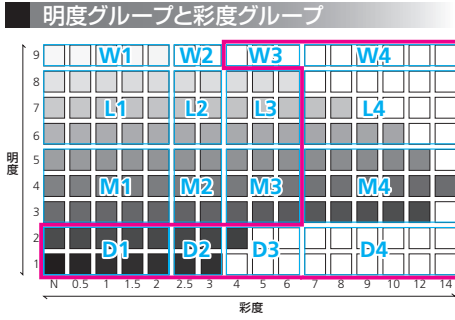
凡例

■ 色彩誘導基準 ● 望ましい色彩 × 避けるべき色彩


※1 GY、G、BG、B、PB、P、RP系色相に限りず。
 ※2 R、YR、Y系色相に限りず。

9-2 避けるべき色彩

下の図表のうち赤い枠で囲まれた部分が、建築物等の基調色として避けるべき色彩です。こうした色彩は、藤沢市の景観の骨格となっている海岸や川沿いの自然、北西部の丘陵地などに見られる自然の色彩に対して威圧的であり、市内で実際に用いられている建築物等の慣例色からも突出しています。



凡例

 外壁基調色として避けるべき色彩の範囲

藤沢市色彩景観ガイドライン

発行年

平成18年3月

発行

藤沢市 計画建築部 都市計画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

tel.0466-25-1111 fax.0466-29-1353

この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めました。印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

この冊子の内容や景観形成に関するお問い合わせは、**藤沢市都市計画課**までご連絡ください。